

第1問【解答例】

第1欄(12点)

(1) (4点)

登記の目的(0.5点)	1番根抵当権抹消
登記原因及びその日付(0.5点)	平成30年5月10日解除
登記事項(0.5点)	なし
申請人の氏名又は名称(0.5点)	権利者 B 義務者 E信販株式会社 (会社法人等番号 0133-01-232323) Fファイナンス株式会社 (会社法人等番号 0100-01-323232) G信用株式会社 (会社法人等番号 0104-01-423232)
添付情報(1.5点)	ア, シ
登録免許税(0.5点)	金1,000円

(2) (4点)

登記の目的(0.5点)	2番抵当権移転
登記原因及びその日付(0.5点)	平成30年6月5日合併
登記事項(0.5点)	なし
申請人の氏名又は名称(0.5点)	抵当権者(被合併会社 H商店株式会社) R商事株式会社 (会社法人等番号 0100-01-232323)
添付情報(1.5点)	ウ
登録免許税(0.5点)	金4,700円

(3) (4点)

登記の目的(0.5点)	2番抵当権抹消
登記原因及びその日付(0.5点)	平成30年6月11日放棄
登記事項(0.5点)	なし
申請人の氏名又は名称(0.5点)	権利者 B 義務者 R商事株式会社 (会社法人等番号 0100-01-232323)
添付情報(1.5点)	エ, ナ
登録免許税(0.5点)	金1,000円

第2欄(21点)

(1) (5点)

登記の目的(0.5点)	3番根抵当権優先の定変更
登記原因及びその日付(0.5点)	平成30年5月25日合意
登記事項(1点)	変更後の事項 優先の定 E信販株式会社7, Fファイナンス株式会社2, G信用株式会社1の割合
申請人の氏名又は名称(1点)	申請人 E信販株式会社 (会社法人等番号 0133-01-232323) Fファイナンス株式会社 (会社法人等番号 0100-01-323232)
添付情報(1.5点)	イ, ツ
登録免許税(0.5点)	金1,000円

(2) (6.5点)

登記の目的(0.5点)	4番根抵当権分割譲渡
登記原因及びその日付(0.5点)	平成30年6月19日分割譲渡
登記事項(2.5点)	根抵当権の表示 平成28年3月30日受付第3300号 原因 平成28年3月30日設定 極度額 分割した根抵当権の極度額 金250万円 分割後の原根抵当権の極度額 金260万円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 債務者 N
申請人の氏名又は名称(0.5点)	権利者 U 義務者 Q
添付情報(2点)	オ, テ, ハ(NとV保証株式会社のもの)
登録免許税(0.5点)	金5,000円

(3) (4.5点)

登記の目的(0.5点)	4番(あ)根抵当権変更
登記原因及びその日付(0.5点)	平成30年6月26日変更
登記事項(1点)	変更後の事項 極度額 金300万円
申請人の氏名又は名称(0.5点)	権利者 Q 義務者 N

添付情報(1.5点)	カ, ソ, ネ, ハ, (Uのもの)
登録免許税(0.5点)	金1,600円

(4) (5点)

登記の目的(0.5点)	2番抵当権変更
登記原因及びその日付(1点)	なし
登記事項(1点)	追加する事項 取扱店 世田谷支店
申請人の氏名又は名称(0.5点)	申請人 株式会社P銀行 (会社法人等番号 0133-55-546723)
添付情報(1.5点)	キ
登録免許税(0.5点)	金1,000円

第3欄(2点)

<p>根抵当権の確定期日の変更は、変更前の確定期日が到来する前にその旨の登記をしなければ、その効力が生じず、変更前の確定期日の到来により元本が確定する。</p> <p>本問の場合、乙土地の乙区1番根抵当権の確定期日の変更登記の申請の可否に関する質問がなされた平成30年7月22日の時点では、既に変更前の確定期日は到来し、元本が確定しているので、たとえ、変更前の確定期日が到来する前に確定期日を延期する旨の契約が成立していたとしても、当該根抵当権の確定期日の変更登記を申請することはできない。</p>
